

令和5年度から令和7年度 水素等新技術導入事業 公募について

公募再開後の変更点

2023年7月18日

公益財団法人 地球環境センター（GEC）

1. 事業の背景と目的

主な変更点

2. 対象事業の要件
3. 申請者の要件
4. 選定方法と審査方法
5. 事業のスケジュール
6. 補助対象経費と補助率
7. 応募方法

■背景

- JCMパートナー国において先進的な脱炭素技術の導入は必ずしも進んでいない。
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」にて、「二国間クレジット制度(JCM)の拡大のため、2025 年を目途にパートナー国を30 か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速する」とされた。
これを受け、2022年度以降、現時点までで、新規パートナー国が計**10**か国増加。

■目的

- JCMパートナー国(特に新規パートナー国)において、JCMを通じたプロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術(例として、グリーン水素等が挙げられるが、それに限らない。)の導入を促進することにより、JCMを通じた我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資する。

■主な変更点

実証期間中の排出削減量をJCMクレジットとして申請頂く。

- ① 応募時にPIN(*)を提出すること。(パートナー国が採択に異議ないことを確認)
- ② 実証中に方法論を開発すること。(環境省事業で支援可能)
- ③ 実証中の排出削減量をモニタリング・報告すること。
- ④ 実証後にMRV手続き、プロジェクト登録、クレジット申請を行うこと。
- ⑤ その他、PINの詳細、人権対応等は、JCM設備補助事業の交付規程・公募要領のと合わせる。

*PIN: Project Idea Note for the JCM Project

尚、上記③に加え、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)は、設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況について事業報告書の提出が必要です。

■ パートナー国との合同委員会における関係プロセス

審査委員会後、環境省との協議を経て、採択候補案件についてJCM事務局へ「PIN (Project Idea Note for the JCM Project)」を送付する。JCM事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM事務局からパートナー国政府との合同委員会へ送付し、採択に異議がないことを確認した上で、採択案件を決定する。

なお、このプロセスの期間はパートナー国により異なり得る。また、パートナー国側からの照会内容についてはJCM事務局からセンターを通じ、応募者に随時照会が行われ、ご対応を頂く可能性がある。

尚、本プロセスには時間がかかることも想定されます。

■JCMのプロジェクト登録、モニタリング、クレジット申請

GHG排出削減効果の測定・報告・検証(Measurement, Reporting and Verification)を実施。当該排出削減量について、以下のプロセスでJCMクレジットの発行を目指して頂きます。

①プロジェクト登録

- ・登録申請は、原則、補助事業の完了した日から1年以内(ただし、二国間の協議状況等により発行申請を行えない場合については、その限りではない)。
- ・プロジェクトに適用するJCMのMRV方法論の開発或いは開発者への情報提供。

②モニタリングの実施

- ・JCM 合同委員会で承認されることを前提としたMRV 方法論により、実証中のGHG排出削減量を測定し、報告。

③クレジット発行申請

- ・モニタリング実施結果を基に、クレジットの発行を申請。
- ・原則、当該プロジェクトにより日本側に発行されたJCMクレジットは日本国政府の口座に納入。
- ・設備が稼働してから補助事業完了までの期間を対象。
- ・クレジット発行申請は、原則、JCMプロジェクトとして登録されてから1年以内。

■その他、交付規程での追加事項

(各国の固定価格買取制度(FIT:Feed in Tariff)との併用について)

第17条 補助事業者が事業を実施しようとする国において、固定価格買取制度(電力買取補償制度)が既に施行され補助事業に適用される場合、当該国政府と日本国政府間協議を踏まえ、補助金交付の可否を決定する。補助金交付が決定された場合、当該国の固定価格買取制度に設備設置費用が含まれている場合、当該部分を減額する場合がある。

- ① 対象国でJCMの実績が無く、対象国での普及展開が期待される脱炭素技術
- ② 対象とする脱炭素技術が、下記の要件を全て満たす
(ア) エネルギー起源CO2の排出を削減するもの

※ CO2以外の温室効果ガスのみを削減する技術や、エネルギー起源であることが明確でないCO2の吸収や固定(大気中のCO2の吸収等)に関する技術ではないこと

- (イ) 主要な要素となる技術は研究段階ではなく、国内外で実証されたもの
- ③ 3年度以内で完了できる計画
 - ④ 対象とする脱炭素技術の普及を図るパートナー国が、下記のいずれかに該当

パートナー国(令和5年7月6日現在、計27か国)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、

パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー※、タイ、フィリピン、

セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、

パプアニューギニア、アラブ首長国連邦及びキルギス(下線は令和4年以降に署名した新規パートナー国)

※ ミャンマーに関する応募については、採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保する場合があります。

本事業の公募期間中に新たにJCMが構築された場合、それらの国も対象

- ⑤ パートナー国において、技術導入の基盤である現地人材の能力向上等に貢献し、相手国内での当該製品の、持続的な市場創造につながると認められる
- ⑥ 「脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月、環境省策定)」、「地球温暖化対策計画(令和3年10月、閣議決定)」、「環境省 COP26後の6条実施方針(令和3年11月、環境省発表)」等に沿っているものであること。
- ⑦ 持続可能な開発(SDGs: Sustainable Development Goals)の実現へ寄与しているものであること。また、センター公開のジェンダー・ガイドラインに沿っているものであること。

- ⑧ 「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)(令和2年10月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定)(以下URL参照)に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応(人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等)に取り組んでいるものであること。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定)(以下URL参照)に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応(人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等)に取り組んでいるものであること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

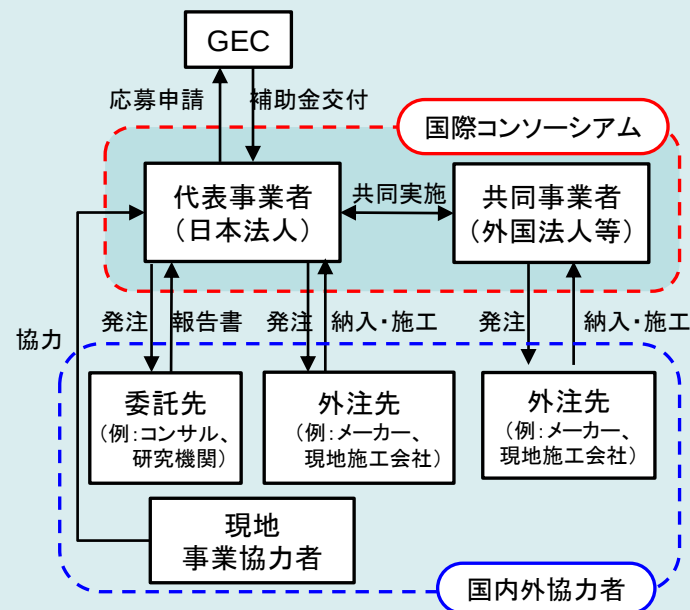
- ⑨ JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲（補助金が直接使用される部分に限る）と、ODA（政府開発援助）に該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を区分できるものであること。
- ⑩ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）第2条第1項に規定する「補助金等」及び同条第4項に規定する「間接補助金等」をいう。）を受けていないこと。

1. 申請者が国内における法人等であって、次に掲げるいずれかであること

- ① 民間企業(外国の企業が会社法(平成17年法律第86号)に基づき設立する日本法人を含む)
- ② 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ その他環境大臣の承認を経てセンターが認める者

2. 国際コンソーシアムの代表事業者であること

- ① 国際コンソーシアムとは、1.の日本法人と外国法人等により構成され、事業を効率的に実施する組織
- ② 交付申請は代表事業者が行なうこと
- ③ 代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業の採択後は変更できない



3. 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有する
4. 補助事業を的確に遂行するのに必要な財務経理的基盤・経営健全性を有する
5. 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する
6. 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せる
7. 公募要領別添1に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者

■ 採択事業者の選定方法

一般公募を行い、締切後に審査委員会による審議をもとに環境省と協議し、日本との間でJCMを構築している国(パートナー国)の合同委員会において採択に異論がないことを確認の上、採択案件を決定

■ 審査方法

応募者より提出された実施計画書等の公募提案書をもとに、事務局による要件確認などの基礎審査(ヒアリングを行う場合があります)及び審査委員会による評価審査を行い、予算の範囲内で採択候補事業を選定

- ※ 基礎審査において、公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていないと判断されたもの、必要な書類が不備なものについては、その後の審査を行わない。
- ※ 審査委員会による審査では、応募事業者からのヒアリングを行う。
- ※ 審査結果によっては、付帯条件付き、あるいは申請された計画の変更を求めることがあります。

<A.基礎審査>

対象国でJCMの実績が無く、対象国での普及展開が期待される脱炭素技術か

エネルギー起源CO2の排出を削減するか、主要技術は実証されたものか

3年度以内で完了できる計画であるか

パートナー国がJCMを構築した**27**か国か

パートナー国人材の能力向上、パートナー国内での当該製品・技術の持続的な市場創造につながると認められるか

「脱炭素インフラニシアティブ」、「地球温暖化対策計画」、「環境省COP26後の6条実施方針」等に沿っているか

「持続可能な開発(SDGs)」の実現へ寄与しているものか。センター公開の「ジェンダー・ガイドライン」に沿っているものか

「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応に取り組んでいるものか

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応に取り組んでいるものか

JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲とODAに該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を区分できるものか

日本国からの他の補助金を受けていないか

申請者(代表事業者、共同事業者を含む)の要件を全て満たしているか

全ての項目を
満足

評価審査

※詳細は、公募要領別添2「採択審査基準」を参照のこと



※詳細は、公募要領別添2「採択審査基準」を参照のこと

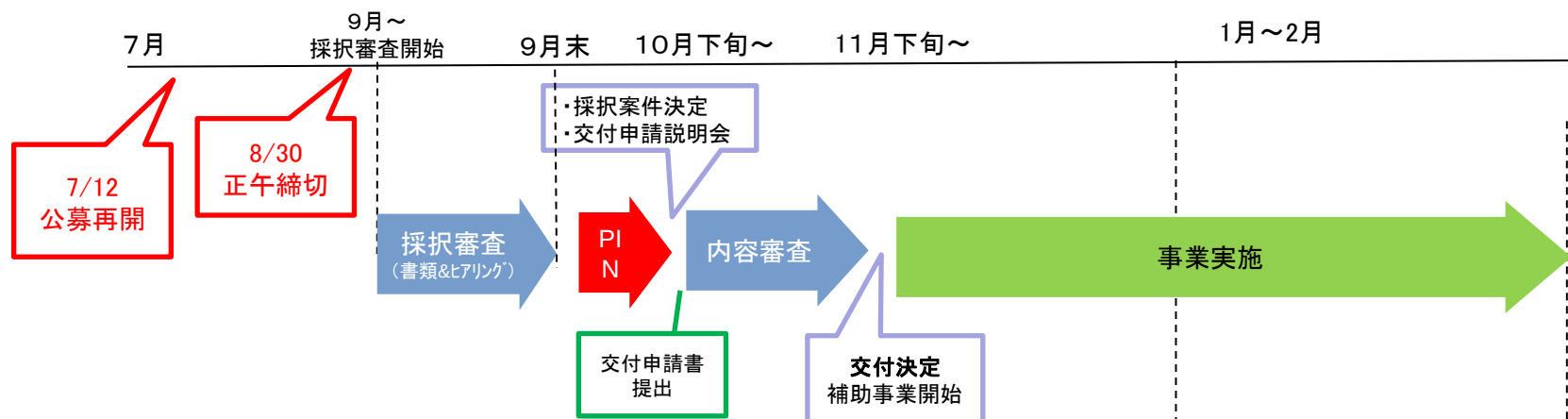
1. 採択結果を応募者に通知し、センターのウェブサイトにおいて、採択事業者を公表
2. 採択事業者は、交付申請書をセンターに提出
 - ※ 交付申請手続等は交付規程を参照のこと
 - ※ 交付申請書の記載内容については、センターが事前確認を行い、必要に応じて修正及び再提出等を求める場合があります
3. センターは、補助金の交付が適当と認められたものについて、交付の決定を実施
4. 交付決定日以降から、契約、発注等の補助事業が開始可能（補助対象外の土木工事等は着手可能）

5. 事業のスケジュール(2)

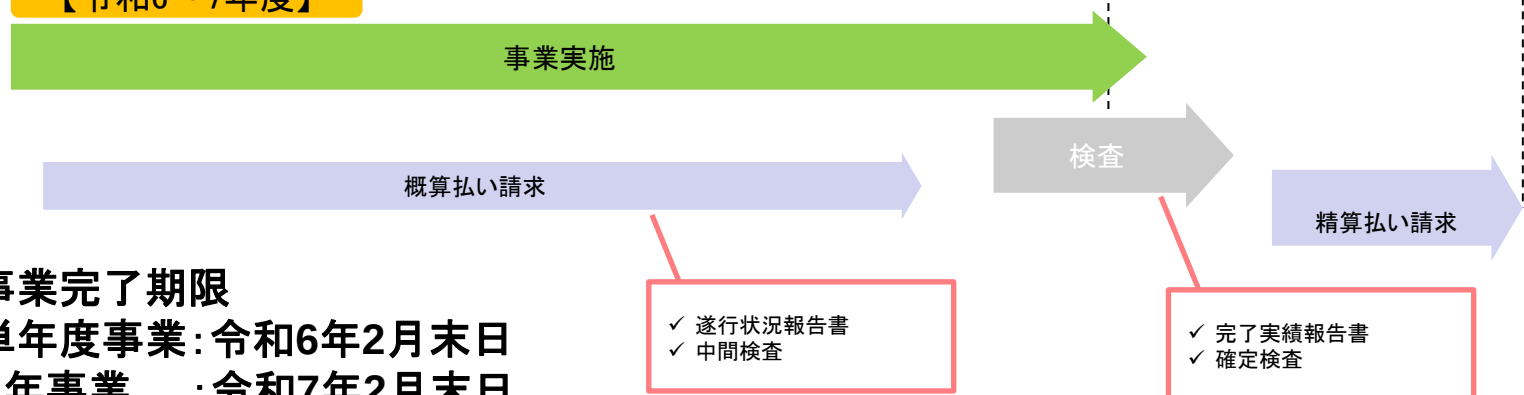


スケジュール・イメージ

【令和5年度】



【令和6～7年度】



■ 補助対象経費

補助対象設備(エネルギー起源CO₂を含むGHG排出削減に直接寄与する設備)の整備に係る以下の経費で、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る

■ 補助対象経費の区分

- ① 本工事費
- ② 付帯工事費
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費
- ⑤ 設備費(モニタリング機器含む)
- ⑥ 業務費(補助事業者が MRV 方法論を自ら開発する場合は、それに要する経費を含む)
- ⑦ 事務費

※各費目の内容については、公募要領別表1を参照のこと

※補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品等がある場合、
原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上すること

補助対象外経費の例:

- ① 既存設備の撤去費（撤去費に係る諸経費も含む）
- ② 導入設備の保守、非常用設備、安全・衛生、防火・防犯に要する機器及び消耗品
- ③ 土木工事費、建屋等の建設費（エネルギー起源CO₂排出削減に直接寄与する構造物を除く）
- ④ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ⑤ 予備品
- ⑥ 本補助事業に係る報告書の作成や現地検査等に要する費用
- ⑦ 為替予約手数料、銀行振込手数料
- ⑧ 土地取得費
- ⑨ JCMプロジェクト登録、モニタリングの実施、クレジット発行申請に要する費用（ただし、別途、支援を受けることが可能。4.(5)参照。）

■ 原則として、補助事業者の区分に応じ、以下のとおり補助対象経費の一定割合を補助

補助事業者の区分	補助率
① 補助事業者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の場合(国際コンソーシアムにおいては、参画するすべての日本法人が中小企業者の場合)	3分の2
② 補助事業者が①以外の者で採択時の単年度当たりの事業費※が1億円超の場合	2分の1
③ 補助事業者が①以外の者で採択時の単年度当たりの事業費※が1億円以下の場合	3分の1

※単年度当たりの事業費の算出について

(1)複数年度計画の場合

複数年度計画全体の事業費 ÷ 計画年度数 = 単年度当たりの事業費

(2)単年度計画の場合は、全体の事業費を単年度当たりの事業費とする

■ 提出方法及び期限

電子メール及びクラウドストレージ(BOX)より提出いただきます。
郵送での提出は原則認めません。

■ 応募に関するご質問

ご質問がある場合は、電子メールでお問合せ下さい。

宛先: [_newtech@gec.jp](mailto:newtech@gec.jp)

受付期間: **公募再開後～7月24日(月)17時まで**

回答は受付期間終了後1週間程度でウェブページに掲載します。

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人地球環境センター

東京事務所 事業第二グループ

担当：藤本、久保、岩田

大阪本部 気候変動対策課

担当：南、岡田

E-mail : newtech@gec.jp

※ 弊財団では職員のテレワークを実施しております。

お問い合わせ、ご相談等の場合には、できるだけ上記メールアドレスにご連絡下さい。

電話でのお問い合わせをご希望の場合には、メールにその旨とお電話番号を記載ください。担当者より折り返しご連絡致します。